

Smile Food Project 募金委員会 規約

(名称)

第1条 この委員会を『Smile Food Project 募金委員会』(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を株式会社エヌケービー(本社:東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル)に置く。

(目的)

第3条 本会は、新型コロナウイルス感染症と最前線で闘う医療機関の方々にシェフ達が料理を届ける支援活動(以下「本支援活動」という。)のために寄付を募ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は第3条の目的を達成する為に次の活動を行う。

1. 広く個人, 法人, および団体から寄付金を集める。
2. 募金活動および寄付金の管理を行う。
3. 募金活動の状況および結果について報告する。

(役員)

第5条 本会の役員は、以下のとおりとする。

代表: 外谷 敬之

副代表: 寺田 裕史

会計: 下澤 直樹

(意思決定)

第6条 本会の活動に関する意思決定は、役員全員の合意をもって行う。

(寄付金の取扱)

第7条 本会が行う募金活動による寄付金は、原則として、募金活動にかかる各種手数料等を除いた全額を本支援活動のために使用するものとする。具体的な配分や額については、役員全員の合意により決定する。

(残余財産)

第8条 前条の定めにかかわらず、本会の活動に剰余金、残余財産が発生した場合には、医

療機関支援のために活動する他の公益団体等に寄付するものとする。

(会計報告)

第 9 条 本会は、Smile Food Project のホームページ <https://smilefoodproject.com/> 等を通じて、6 カ月ごと（7 月と 1 月）に会計報告を行う。

(活動の終了)

第 10 条 本会は、新型コロナウイルス感染症が終息し、本支援活動の必要性が無くなったものと役員全員の合意により判断した時をもって活動を終了する。

(個人情報の管理)

第 11 条 本会において知り得た個人情報に関しては、個人情報保護法に基づき取り扱うものとする。

(規約の変更)

第 12 条 本規約は、必要に応じて役員全員の合意をもって、変更することができる。

本規約は、2020 年 5 月 1 日から施行する。